ウ　地方自治体と公共職業安定所の協定に基づく一体的実施の推進

地域主権改革の「アクション・プラン」に基づき、地方自治体からの提案を基に、国と地方自治体の間で締結する協定や関係者が参加する運営協議会の枠組みを活用して、国が行う無料職業紹介等と地方自治体が行う業務の一体的実施の取組を推進する。

(三)　地域の創意工夫を活かした雇用創造の推進

ア　雇用情勢に対応した地域における雇用機会の創出

厳しい雇用情勢が続く中、引き続き地方自治体において、重点分野雇用創造事業による雇用機会の創出を推進する。

また、都道府県労働局及び公共職業安定所は、地方自治体に対し、労働市場に関する情報提供、全国的な取組の事例紹介や必要な助言を行うことにより、特に市町村における積極的な重点分野雇用創造事業の事業計画の立案を促すとともに、公共職業安定所に提出された求人の円滑な充足を図り、地方自治体と連携して、雇用機会の創出を推進する。

イ　構造的に雇用情勢の悪化している地域に対する雇用対策

地域の関係者の自発的な雇用創造の取組を支援するために、地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業を統合して、新たに実践型地域雇用創造事業を創設し、地域の創意工夫を活かした雇用創造を推進する。このため、当該事業の未実施地域において、他の地域の事例の紹介等の支援を活用して当該事業の実施を促すとともに、当該事業の実施地域においては、当該事業が効果的に実施されるよう、求職者へのセミナー情報の提供等の支援を行う。

また、一部の道県については、道県ごとの重点産業分野において創業を支援する地域再生中小企業創業助成金を支給することが可能であることから、関係道県、関係道県労働局、関係団体等が連携して、当該施策を活用して創業等を支援する。

(四)　民間等を活用した長期失業者の再就職支援の強化

離職後一年以上の長期失業者等の求職者に対して、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職業紹介や職場定着支援等の就職支援を総合的に実施する。

(五)　介護分野の雇用支援等

介護労働者の雇用管理の改善に取り組む事業主等に対する介護労働環境向上奨励金の活用の促進や、介護労働安定センターが行う雇用管理改善のための相談援助、情報提供等の活用等について積極的な周知等を通じ、介護分野における雇用管理の改善等の取組を総合的に支援する。

また、地方自治体等が実施する介護保険施策等と緊密に連携して介護労働者の処遇改善の取組を支援する。

さらに、全国の主要な公共職業安定所に設置する福祉人材コーナーにおいて、福祉人材確保推進協議会を開催する等、関係機関とのネットワークを構築し、就職面接会等の共催等当該関係機関と連携した取組を実施するとともに、潜在有資格者等の掘り起こしや、きめ細かな職業相談・職業紹介、求人者への求人充足に向けての助言・指導等を実施する。

これらの施策については、介護労働安定センター、福祉人材センター、都道府県の関係部局等と相互に情報提供を行う等連携しつつ効果的に実施し、介護労働者が意欲と誇りを持って働き続ける環境づくりを積極的に推進する。

四　非正規労働者の雇用の安定・処遇の改善

(一)　有期労働契約に関する新たなルールの整備

有期契約労働者の雇用の安定と公正な待遇を確保するため、一定の要件を満たす場合に、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組みを導入する等を内容とする労働契約法の一部を改正する法律案が成立した場合には、その内容について周知を行う。

(二)　パートタイム労働者等の均等・均衡待遇の確保と正社員転換の推進

パートタイム労働者の正社員との均等・均衡待遇の確保、正社員への転換の実現を図るため、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）に基づく的確な指導等を実施する。

また、均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給により、パートタイム労働者及び有期契約労働者の均等・均衡待遇及び正社員への転換を一体的に推進する。

(三)　労働者派遣法改正案の円滑かつ着実な施行

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）が第百八十回通常国会で成立したところであり、日雇派遣の原則禁止や均衡待遇、労働契約申込みみなし制度等について、円滑かつ着実に施行するための周知・指導を行う。

また、違法派遣の是正を図り適正な事業運営を確保するため、指導監督を徹底する。

(四)　求職者支援制度による職業訓練や給付金の支給等を通じた就職支援の推進

非正規労働者や長期失業者が増大する中で、雇用保険を受給できない求職者に対するセーフティネットとして平成二十三年十月から開始した求職者支援制度により、職業訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の要件を満たす場合、訓練期間中の生活を支援するための給付金を支給し、公共職業安定所による一貫した就職支援を行う等、求職者の早期の就職を支援する。

(五)　ジョブ・カード制度の推進

フリーター等の正社員経験の少ない求職者に対し、ジョブ・カード制度による職業能力開発の機会を提供し、正社員への移行を促進する。

(六)　「若者ステップアッププログラム」によるフリーター等の就職支援の強化

個別支援等の専門支援を中核として、若年者等トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。

ア　公共職業安定所におけるフリーター等の支援

東京都、愛知県及び大阪府に、フリーター支援の効果的な実施のための拠点としてわかものハローワークを設置するとともに、その他の道府県には、公共職業安定所（附属施設等を含む。）内にわかもの支援コーナー又はわかもの支援窓口を設置し、フリーター等に対し、通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、就職支援ナビゲーター等を活用した担当者制によるきめ細かな個別支援や予約制による職業相談・職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導を行う。また、フリーター等に対し、継続的な求人情報の提供、公共職業安定所への来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施する。

イ　若年者等トライアル雇用

就職氷河期世代の年長フリーター等が、四十代の前半になることから、一人につき最大三カ月間四万円を支給する若年者等トライアル雇用の対象者を三十九歳以下の者から四十四歳以下の者へと拡充し、年長フリーター等の就職支援を一層強化する。

五　ワーク・ライフ・バランスの実現

(一)　育児休業、短時間勤務等を利用しやすい職場環境の整備

平成二十四年七月一日から、改正育児・介護休業法が全面施行され、労働者数百人以下の事業主にも短時間勤務制度が義務化等されることから、改正育児・介護休業法の内容が定着するよう事業主に対して周知徹底し、着実な履行確保が図られるよう指導等を実施するとともに、育児休業等を理由とする不利益取扱いに対し厳正に対処する。

また、企業において両立支援制度を利用しやすい職場環境が整備されるよう、雇用管理改善に向けた助言・指導等を行うとともに、積極的な情報提供を行う。